

書記官送達
13年7月3日午前/時20分

乙第11号証

平成13年7月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松戸祥子

平成13年(ワ)第295号 損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成12年(ワ)第10714号)

判 決

[Redacted]

控 訴 人

[Redacted]

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人

国

同代表者法務大臣

森 山 眞 弓

同 指 定 代 理 人

[Redacted]

同

同

同

同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 答弁

- (1) 主文と同旨
- (2) 仮に仮執行宣言を付する場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言

第2 事案の概要

次に訂正、付加するほか、原判決2頁末行から14頁2行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決4頁7行目の「住民基本台帳法上の転入届をした者」を「住民基本台帳法22条の規定により届出をした者」と改める。

2 原判決4頁10行目の次に、改行して次のとおり加える。

「そして、この選挙人名簿は、……各選挙を通じて一の名簿とされている（公選法19条1項）。

なお、公選法中の市に関する規定は特別区（地方自治法281条）に適用される（公選法266条1項）から、東京都の区においては、各区の選挙管理委員会が被登録資格者を選挙人名簿に登録する。」

3 原判決5頁3行目の「投票をすることができる」の次に、「（公選法施行令29条1項）」を加える。

4 原判決5頁6行目の「選挙人名簿から抹消される」の次に、「（公選法28条2号）」を加える。

5 原判決6頁8、9行目を次のとおり改める。

「(七) 本件選挙は、参議院（選挙区選出）議員の選挙であり、その選挙区は、「東京都」であり、28区が同一の選挙区になっていた（公選法14条別表第三）。」

6 原判決7頁6行目の「選挙人名簿には」の次に、「控訴人について」を、同頁10行目の「転出した」の次に「(甲2)」をそれぞれ加える。

7 原判決8頁末行の「転居」を「転出」と改める。

8 原判決9頁9行目の「公選法四二条」を「公選法42条1項」と改める。

9 原判決10頁3行目に「憲法一五条三項、同九七条」とあるのを「憲法11条、15条1項、3項、97条」と改める。

10 原判決10頁8行目から11頁4行目までを、次のとおり改める。

「確かに、公選法21条1項は、①意図的に転入届、転出届をすることによる不正な投票の防止、②投票の円滑性の確保、二重投票の防止などを目的としているが、その主たる目的は、①の不正投票の防止にあり、そのおそれがないのに、②投票の円滑性の確保等を理由として国民に選挙権を行使させないことは許されない。

控訴人は、本件選挙の前に、同一の選挙区である「東京都」の内で転入、転出をしたにすぎず、不正な投票をする蓋然性は全くなかったのに、公選法21条1項により被登録者資格がないとされ、本件選挙において選挙権を行使することができなかった。

したがって、公選法21条1項は、その規制態様（手段及び方法）において、憲法11条、15条1項、3項、97条に違反する。」

1.1 原判決12頁2行目の次に、改行して次のとおり加える。

「3 損害

控訴人は、上記のとおり憲法に違反する公選法21条1項により本件選挙において選挙権を行使することができなかったが、これによって精神的苦痛を被った。控訴人の上記精神的苦痛を慰謝するには、100万円を下回らない。

よって、控訴人は、同項の立法をした被控訴人（国）に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料100万円を請求する。」

1.2 原判決14頁2行目の次に、改行して次のとおり加える。

「3 損害

控訴人の主張は争う。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断するが、その理由は、次に訂正、付加するほか、原判決の「第三 争点に対する判断」及び「第四 結論」（原判決14頁4行目から25頁4行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用

する。

- 1 原判決14頁4行目から7行目までを次のとおり改める。

「憲法は、その47条において「投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」と規定し、両議院の議員の選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の広範な裁量に委ねている、換言すると、国会は、その裁量により、選挙が公明かつ適正に行われることを確保するために適切な選挙制度の仕組みを決定することができる。したがって、国会が採用した選挙制度の仕組みが憲法に違反することとなるのは、国会の広範な裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に限られる（最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決・民集53巻8号1441頁参照）。

そこで、上記の観点に立ち、公選法21条1項がその立法目的又は手段方法において国会の広範な裁量権の範囲を超えているかどうかにつき以下検討を加える。」

- 2 原判決14頁末行の「という立法事実」を「選挙事務の技術的な立法事実」と改める。
- 3 原判決17頁3, 4行目の「東京二三区における特別区を、一つの市町村と同様に取り扱うことは、」を「東京都の区を特別区としてこれに市に関する規定を適用する（公選法266条1項）ことは、」と改める。
- 4 原判決17頁8行目から19頁4行目までを、次のとおり改める。

「(1) 公選法21条1項は、できる限り国民にその選挙権を行使する機会を保障しようとしながらも、罰則（公選法236条1項）のみをもっては意図的に転入届、転出届をすることによる不正投票を防止することができないし、予め選挙人を確認してこれを登録しておくことにより投票を正確かつ円滑に実施することができるという実質的な観点から、当該市町村の住民票が作成された日（当該市町村の区域内に住所を移した者で転入の届出を

した者について、当該届出をした日) から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者について選挙人名簿に登録することとしている。

その一方、公選法は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった者について、転出した日から4か月間は選挙人名簿から抹消しないで、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、旧住所地の市町村において投票をすることができることにしている(公選法28条2号、27条1項、公選法施行令29条1項)。この4か月の猶予期間は、選挙人名簿に登録されている者(転出届をした者)の継続居住要件である3か月のほかに旅行期間や転入届の期間について配慮した合理的なものと解される(付言すると、この猶予期間を3か月未満にすれば、転入先の市町村においては継続居住要件を欠き、前住所地の市町村の選挙人名簿には登録されていないために、選挙権を行使することができなくなる期間が生ずることになるし、上記猶予期間を4か月を超えるものにすれば、その超える期間について、前住所地の選挙人名簿による投票を許し、選挙人名簿の正確性を損ない、適正な選挙を行うことができなくなる。そこで、転出後少なくとも4か月を経過すれば、新住所地において選挙人名簿に登録されるはずであるとして、上記猶予期間を4か月と規定したものと解される。)

そうすると、公選法21条1項が3か月の継続居住要件を定めたことは、公選法28条2号、27条1項が4か月の猶予期間を設けて転出者の選挙権の行使を確保したことと併せ考えると、必要やむをえない限度の制約とすることができる。」

- 5 原判決19頁10行目の「転居を伴う移動」を「住所の移転に伴う選挙権の行使」と改める。
- 6 原判決20頁2行目の「必ずしも一般的な移動とはいえない上、」を「必ずしも通常みられる住所の移転とはいえない上、」と改める。

- 7 原判決20頁9, 10行目の「転出で」を「転出が」と改め, 同頁末行の「さらには原告は、」から21頁2行目の「行使することができた。」までを「さらには, 控訴人は, 港区芝浦から大田区上池台に平成10年2月22日以降に転入したとしても, 同年6月24日までに同所に引き続き3か月以上居住していれば, 選挙時登録されることによって, 大田区で本件選挙について選挙権を行使することができた(公選法施行令1.4条2項, 中央選挙管理委員会告示第20号参照)。」と改める。
- 8 原判決22頁1行目の「實際上困難というべきであり、」を「立法技術上も困難であり、」と改める。
- 9 原判決22頁7行目の「選挙人名簿の正確性の確保」とあるのを「投票の正確かつ円滑化」と改める。
- 10 原判決22頁10行目から23頁4行目までを, 次のとおり改める。
- 「1(1) 控訴人は, 本件選挙の前に, 同一の選挙区である「東京都」の内で転入, 転出をしたにすぎず, 不正な投票をする蓋然性は全くなかったのに, 公選法21条1項により選挙権を行使することができなかつたから, 憲法が保障する参政権を侵害された旨主張する。
- (2) 確かに, さきに認定したとおり, 本件選挙は, 「東京都」を同一の選挙区として行われたところ, 控訴人は, 「東京都」の内で転入, 転出をしているにすぎないから, 他に格別の主張立証のない本件においては, 控訴人が本件選挙について不正な投票をする蓋然性はなかつたというべきである。
- (3) しかし, 公選法21条1項は, さきに説示したとおり, ①不正な投票を防止するためのみならず, ②投票の正確性や円滑性の確保のためにも, 必要やむを得ない制約を課した規定である。そうすると, 仮に控訴人の主張を容れて, 東京都内で転入, 転出をした選挙人の選挙権の行使を容認すると, ①本件選挙のように「東京都」を同一の選挙区

とする選挙とは異なる選挙（例えば、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙、東京都議会議員の選挙）については、前者の立法目的（不正な投票の防止）を達成することは困難であるし、②本件選挙のように「東京都」を同一の選挙区とするか否かを問わず、後者の立法目的（投票の正確性や円滑性の確保）を達成することは困難であるから、いずれにしても、上記(2)の事実をもって前記2の判断を左右するに足りない。」

- 1 1 原判決23頁6行目の「原告の」の次に「不正な投票の防止にかかると」を加え、同頁7、8行目の「選挙制度全体の円滑な運営等の観点からは採用し難い主張である。」とあるのを「選挙事務の技術性及びこれに充てることができる予算、人員、時間等にかんがみると、到底採用することができないし、仮にこれを採用したとしても、投票の正確性や円滑性の確保という目的を達成することができないことは既に度々説示したとおりである。」と改める。
- 1 2 原判決25頁1、2行目の「認めることができ、」とある次に「国会の裁量権の範囲を超えているということは到底できないから、」を加える。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(口頭弁論の終結日 平成13年4月19日)

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 増井和男

裁判官 佐藤武彦

裁判官井上哲男は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 増 井 和 男

これは正本である。

平成19年7月31日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 笠井

